



® 平成 30 年 2 月 23 日 (金)

No. 14634 1部370円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆アセアン諸国の知的財産制度

ー第8回ー インドネシア(下) …………… (1)

☆[春宵一刻] カメラ・オブスキュラ………… (9)

☆知的財産研修会(拒絶理由通知の概要とその対応) (10)

アセアン諸国の知的財産制度

ー第8回ー インドネシア(下)

日本大学法学部(大学院法学研究科)

教授 加藤 浩

1. はじめに

本稿は、アセアン諸国の知的財産制度について、複数回に分けて紹介するものである。今回は、インドネシアの知的財産制度のうち、商標法、著作権法を中心に解説する。

2. 総論

インドネシアでは、模倣品や海賊版等の問題が大

きな課題であり、インドネシア知的財産総局の捜査官と警察の協力により、知的財産権に対する侵害品の摘発が行われている。

このような状況の下、日本からインドネシアに対して、日本国特許庁より、長期専門家としての職員の派遣、短期専門家の派遣、研修生の受入等、積極的な協力が行われている。具体的には、インドネシア知的財産総局における人材育成、審査基準の制定、



特許業務法人 アイミー国際特許事務所

所長 伊藤 英彦*

弁理士

副所長 竹内 直樹*

弁理士

弁理士 松田 美幸子*

副所長 森下 八郎*

弁理士

弁理士 白井 あゆみ

弁理士

弁理士 吉田 博由

*: 付記弁理士(特定侵害訴訟代理)

〒542-0082 大阪市中央区島之内1-21-19 (オリエンタル堺筋ビル)

TEL: 06(6120)5210

FAX: 06(6120)5211

E-mail: info@imypatent.jp

URL <http://www.imypatent.jp>

関連機関の連携強化等の支援がなされている。

また、インドネシア知的財産総局と日本国特許庁は、2014年8月、審査能力の強化などを含む協力覚書を取り交わす等、協力関係が推進されている。今後とも、日本国特許庁からインドネシア知的財産総局への審査官の派遣などにより、日本とインドネシアにおける法制度及び実務の調和が推進されることが期待される。

3. 商標法

インドネシア商標法は、2016年11月25日に改正法が施行され、現在に至っている。以下では、この改正法に基づいて解説する。(以下、この章では、括弧書の条文は、特に指示がない場合には、インドネシア商標法の条文を示す。)

(1) 保護対象

「標章」とは、「図形、名称、語、文字、数字、色の構成の形態、又はこれらの構成要素の組合せ、2次元及び／又は3次元、音声、ホログラムの形態、又はそれらの組合せから成る標識であって、識別力を有し、かつ、商品又はサービスの取引に使用されるもの」として定義されている(1条(1))。

「商標」とは、「当該商品を他の同種の商品から識別するために、個人により若しくは複数の者により共同で又は法人により取引される商品に使用される標章」として定義され(1条(2))、「サービスマーク」とは、「当該サービスを他の同種のサービスから識別するために、個人により若しくは複数の者により共同で又は法人により取引されるサービスに使用される標章」として定義されている(1条(3))。

また、団体商標については、保護を受けることができる(1条(4))。なお、連合商標、証明商標、防護商標制度は採用されていない。

<解説>

音、ホログラム、立体商標は、2016年11月25日に施行された改正商標法により、商標の定義(1条(1))に加えられたものである。このように、インドネシアでは、新しいタイプの商標を商標の定義に加えることにより、商標の保護対象の拡充が図られたところである。

(2) 登録要件(相対的登録要件)

商標の要部又は全体が、下記のいずれかに該当

する場合、その商標は拒絶される(21条(1))。

- (a) 同じ種類の商品又は役務に関して既に登録又は出願されている、他者により所有される商標と類似する場合
- (b) 同じ種類の商品又は役務に関して他者により所有される周知商標と類似する場合
- (c) 特定の条件を満たすことを前提として、同じ種類ではない商品又は役務に関して他者により所有される周知商標と類似する場合
- (d) 既知の地理的表示と類似する場合

(3) 登録要件(絶対的登録要件①)

商標が下記のいずれかに該当する場合、その商標は拒絶される(20条)。

- (a) 国家のイデオロギー、法規、道德規範、宗教、倫理又は公序良俗に反するもの
- (b) 登録対象の商品又は役務に類するもの、これを説明するもの、又はその単なる言及にすぎないもの
- (c) 登録対象の商品又は役務の出所、品質、型式、サイズ、種類若しくは使用目的について、又は類似の商品又は役務に関して保護されている植物品種の名称について、公衆を誤認させるおそれのある要素を含んでいるもの
- (d) 生み出された商品又は役務の品質、恩恵又は効能と一致しない情報を含んでいるもの
- (e) 識別性を有する特徴がないもの
- (f) 一般名称又は公有財産の象徴となっているもの

(4) 登録要件(絶対的登録要件②)

商標が下記のいずれかに該当する場合、その商標は拒絶される(21条(2))。

- (a) 有名人の名前、略称、写真又は他者が所有する法人の名称に相当する、又はこれと類似するもの。ただし、正当な権利者の書面による同意がある場合を除く。
- (b) 国家又は国内若しくは国際機関の名称、略称、旗、紋章、シンボル又は象徴を模倣する、又はこれと類似するもの。ただし、管轄当局の書面による同意がある場合を除く。
- (c) 国家又は政府機関により使用される公的な標識、印章又は証印を模倣する、又はこれと類似するもの。ただし、管轄当局の書面による同意がある場合を除く。

その他、出願人が悪意をもって提出した商標出願は、拒絶されることが規定されている(21条